規制の事前評価書 (要旨)

令 和 4 年 1 0 月 国家公安委員会・警察庁

規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の名称: 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

規制の名称: 信号の意味等に係る規定の改正

規制の区分:新設、改正(拡充)緩和)、廃止※いずれかに〇印を付す。

担 当 部 局:警察庁交通局交通企画課

評価実施時期: 令和4年9月

1 規制の目的、内容及び必要性

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)により、人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であって遠隔操作により通行させることができるもののうち、一定の基準を満たすものが、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)において新たに「遠隔操作型小型車」と定義され、遠隔操作型小型車は、原則として歩行者の通行方法に従わなければならないこととされ、信号機の信号等に従う義務が課されることとされた。

本規制は、法の委任を受けて信号機の表示する信号の意味等を規定する道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 2 条を改正し、歩行者をその表示の対象としている信号については、その対象に遠隔操作型小型車を加えるものである。

仮に、本規制を行わなければ、遠隔操作型小型車が従わなければならない信号機による交通の 規制の内容が明らかとならず、他の車両又は歩行者との接触事故が発生するなど、道路交通の安 全と円滑に支障を及ぼすおそれがある。

2 直接的な費用の把握

本改正に伴う遵守費用及び行政費用の発生は想定されない。

3 直接的な効果 (便益) の把握

本改正により、遠隔操作型小型車が遠隔操作により道路を通行する場合において、他の交通主体の安全を確保することが可能となる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正により、遠隔操作型小型車の交通ルール等に係る規定が整備され、これを使用する者が果たすべき義務が明確化されることで、事業者が遠隔操作型小型車を用いたサービスを継続的な事業として行うことが可能となる。これにより、国民の移動手段が拡充するほか、いわゆる低速・小型の自動配送ロボットによる配送サービスが実装され、小口配送等の手段の拡充等、国民生活の利便性が向上することが想定される。

5 費用と効果(便益)の関係

本改正に伴う遵守費用及び行政費用の発生は想定されない。

また、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、遠隔操作型小型車が遠隔操作により道路を通行する場合における他の交通主体の安全を確保することが可能となることから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

想定される代替案はない。

7 その他の関連事項

警察庁において開催した「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」(座 長:久保田尚埼玉大学大学院理工学研究科教授)において、本規制の必要性等を議論した。

8 事後評価の実施時期等

施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施することとし、事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

・ 遠隔操作型小型車に係る交通事故の発生件数

規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の名称: 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

規制の名称:高速自動車国道等において特定自動運行が終了し、自動車を運転することが

できなくなった場合における表示の方法の新設

規制の区分:(新設)、改正(拡充、緩和)、廃止※いずれかに〇印を付す。

担 当 部 局:警察庁交通局交通企画課

評価実施時期: 令和4年9月

1 規制の目的、内容及び必要性

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)(以下「新法」という。)により、高速自動車国道等において特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときには、特定自動運行主任者は、当該自動車が停止しているものであることを表示しなければならないこととされているところ、当該表示の方法については、政令に委任されている。

ここで、何ら規制を設けないこととする場合には、追突事故が多発するなど、道路交通の安全 と円滑に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本規制を新設し、新法第 75 条の 24 の規定により読み替えて適用する法第 75 条の 11 第 1 項の規定による表示は、現行の道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。) 第 27 条の 6 に規定する方法により行うものとする。ただし、停止した自動車が新法第 75 条の 20 第 1 項第 1 号に規定する措置が講じられたものである場合にあっては、当該自動車が停止しているものであることを表示する装置で内閣府令で定める基準に適合するもの(当該自動車の後面その他の後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられたものに限る。) を作動させる方法により行うものとする。

2 直接的な費用の把握

特定自動運行主任者が自動車に乗車していない場合にあっては、本改正により規定する装置を自動車に取り付けるための費用、特定自動運行主任者が自動車に乗車している場合にあっては停止表示器材をあらかじめ備えておくための費用の発生が想定されるものの、当該装置は本改正により新たに規定するものであって現時点では存在しないこと等から、当該遵守費用を正確に算出することは困難である。

また、本改正により、規制の遵守状況の把握及び違法行為に対する行政処分等に係る行政費用の発生が想定される。

なお、本改正によるその他の社会的費用は想定されない一方で、規制を行わない場合には、道路交通に危険が生じるという外部不経済が発生することが考えられる。

3 直接的な効果(便益)の把握

高速自動車国道等において特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は 運転させることができないときの表示の方法が規定されることにより、後方から進行してくる自 動車の運転者が見やすい表示が行われることとなる。

これにより、追突事故の発生が防止され、道路交通の安全と円滑を確保することができる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正により、高速自動車国道等において安全に特定自動運行が行われることとなり、特定自動運行に係る許可制度を利用した運送事業の需要の拡大や、自動運転に関する社会受容性の向上に資すると考えられる。

5 費用と効果 (便益) の関係

本改正により、前記2のとおり、一定の遵守費用及び行政費用の発生が見込まれる。

他方で、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、道路交通の安全と円滑の確保という効果が期待できること、また、非規制手段によっては道路交通の安全と円滑を確保できないと考えられることから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

代替案としては、停止した自動車が新法第75条の20第1項第1号及び第2号のいずれかに規定する措置が講じられているか否かにかかわらず、新法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第75条の11第1項の規定による表示を、現行の令第27条の6に規定する方法(停止表示器材を、後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置いて行う方法)により行うこととする方法が考えられる。この場合、停止表示器材を置くために特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させておく必要があり、特定自動運行用自動車の台数分だけ特定自動運行主任者が必要となる。

しかしながら、仮に自動車に新たに装置を取り付けるための費用より、特定自動運行用自動車の台数分の特定自動運行主任者を使用するための費用の方が低いのであれば、本改正において新設する規制(以下「規制案」という。)の下であっても、特定自動運行実施者は、費用が低い方法、すなわち特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させるという方法を採ることが可能である。

他方で、仮に自動車に新たに装置を取り付ける費用より、特定自動運行用自動車の台数分の特定自動運行主任者を使用するための費用が高い場合、代替案の下では、費用が高い方法を採らざるを得ない。

したがって、前記のとおり、費用以外の社会的費用や効果については規制案と代替案で変わら

ないが、代替案の下では特定自動運行を行おうとする者に費用が高い方法を強いることとなり得ることから、規制案が妥当である。

7 その他の関連事項

事前の評価は実施していない。

8 事後評価の実施時期等

本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。